

総合計画審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、予め定める時刻までに、集合してください。
- (2) 傍聴の受付は抽選により行います。ただし、傍聴を希望する方の人数が定員に満たない場合は、先着順に入場するものとします。
- (3) 会議を傍聴する方は、審議会の会長の許可を得たうえで、係員の指示に従って入室してください。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守る事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。